審査基準及び標準処理期間整理個表

番号　6

処　　分　　名	松山市男女共同参画推進センター使用料の還付	
処 分 の 概 要	松山市男女共同参画推進センター使用料の還付を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市男女共同参画推進センター条例 (平成11年条例第29号)	
条　　項	第15条	
所　　管　　課	人権・共生社会推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		10日
標 準 処 理 期 間		計　　10日

判 断 基 準

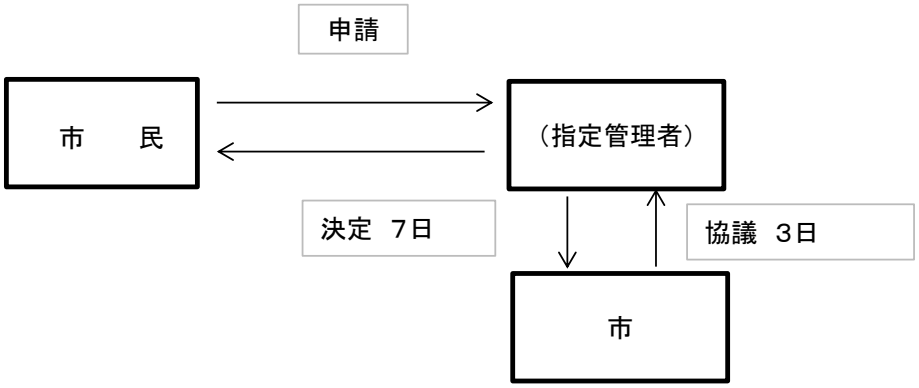
松山市男女共同参画推進センター条例施行規則第15条に掲げるとおり。

【根拠法令等】
松山市男女共同参画推進センター条例
(使用料の還付)
第15条　既納の使用料は，還付しない。ただし，市長は，規則で定める場合は，既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

松山市男女共同参画推進センター条例施行規則
(使用料の還付)
第15条　条例第15条ただし書の規定による使用料を還付することができる場合及び還付額は，次に掲げるとおりとする。
(1)　災害その他使用者の責によらない理由で使用できなくなった場合　既納使用料の全額
(2)　使用者が使用の日から10日前までに中止を届け出た場合　既納使用料の半額
(3)　市長が管理上特に必要があると認め，使用の許可を取り消した場合　市長の決定する額

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。